



平成 26 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社エクセル
代表者名 代表取締役社長 谷村 偉作
(コード番号 7591 東証第一部)
問合せ先 総務人事部長 岩田 勉
(TEL 03-5733-8402)

定款の一部変更および補欠監査役候補者の選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」および「補欠監査役候補者選任の件」を平成26年6月26日に開催予定の当社第54期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>第5章 監査役および監査役会 (選任方法)</p> <p>第30条 (記載省略)</p> <p>② (記載省略) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(任 期)</p> <p>第31条 (記載省略)</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (選任方法)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ <u>当社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>④ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 <u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>

(3) 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 6 月 26 日 (木)

定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 26 日 (木)

2. 補欠監査役候補者選任の件

(1) 新任補欠監査役候補者略歴

氏 名 (生年月日)	略 歴 (重要な兼職の状況)
高 須 英 世 (昭和 23 年 11 月 21 日生)	昭和 46 年 4 月 日本電気株式会社 入社 平成 10 年 4 月 同社第一パーソナル C & C 事業本部 パーソナルコンピュータ事業戦略室長 平成 13 年 10 月 NEC カスタマックス株式会社 (現 NEC C パーソナルコンピュータ株式会社) 取締役常務 平成 15 年 7 月 NEC パーソナルプロダクツ株式会社 (現 NEC パーソナルコンピュータ株式 会社) 取締役常務 平成 18 年 4 月 同社代表取締役執行役員社長 平成 24 年 1 月 同社相談役 平成 25 年 3 月 同社相談役 退任

(2) 選任する理由

法令に定める監査役員数を欠くこととなる場合に備え、予め補欠監査役 1 名を選任するものであります。

なお、本議案は上記「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

以 上